

月刊 労務通信

発行所 フシキ社会保険労務士事務所
労働保険事務組合東三河労務経営協会
〒440-0831 愛知県豊橋市西岩田 5-9-17
TEL. 0532(61)8876 FAX. 0532(63)5898
発行人 社会保険労務士 伏木 勇

業務案内

- 人事労務・労働法務等に関する相談業務
- 給与計算代行、賃金設計等の関連業務
- 就業規則・賃金規程・諸規程の立案作成
- 助成金、労災保険・健保・年金の給付申請
- 労働保険・社会保険の諸手続、事務代行
- 建設業許可、行政許認可に関する手続代行

ス ポ ッ ツ

先人たちの愚直な姿勢に学べ

「雨にも負けず」で郷土再興を

テレビや新聞では、現在も、余震や被災者関連ニュースを流しています。震災直後から、「雨にも負けず」の詩句があちらこちらで引用されてきました。被災地の郷土詩人の作品が、復興への祈りの詩句として用いられるのは、ごく自然なことでしよう。

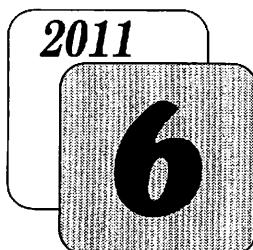
詩の中で、作者と周囲の農民が向き合っているのは、冷害・霧害等の自然災害と隣り合わせの厳しい生活です。平易なことば遣いと裏腹に、解釈はなかなか難しいといわれています。しかし、多くの人は、この詩と震災は「イメージ（心象）として重なる部分がある」と感覚的に捉えているようです。

今回地震で、政府は事業所の倒壊等により死傷した従業員について、広く業務上災害として認める方針を打ち出しました。三陸海岸の周辺は、昔から周期的に地震・津波の被害に見舞われてきた地区であり、仕事場で被災した場合、「事業主の支配下にある危険」が具現化したものと判断するようです。

科学の発達により、宮沢賢治の時代と比べると、冷害対策は格段の進展をみせました。しかし、地震対策については、未だ目覚ましい成果に乏しいのが現状です。

東北地方は、厳しい自然環境の中でも、これまで人々の暮らしを育んできました。今回の困難も、速からず、きっと克服されると信じてやみません。

の力の大きさに、「自分の非力を痛感しました」といつていました。そうした中で、被害を前にして「おろおろ歩く」作者の姿に自分をダブらせるのでしょうか。



最低賃金の決定

知つて得する



最低賃金の決定公示は、都道府県労働局長名で出されます。しかし、実際に調査審議するのは最低賃金審議会（公労使の委員により構成）です。地域別最賃の場合、中央最低賃金審議会が「目安」を提示し、それを受け、地方最低審議会が具体的な金額を定めるという「目安制度」が採られています。

賃金実務

最低賃金の決定方式には、従来、次の2とおりが存在しました。

①審議会方式（旧最賃法第16条）
②労働協約拡張方式（同第11条）

しかし、平成20年7月の改正法施行により、地域別最賃・特定（産別）最賃ともに審議会方式

は第10条、特定最賃は第15条に規定が置かれていますが、いずれも「厚生労働大臣または都道府県労働局長は、最低賃金審議会の調査審議を求めて、その意見を聴いて、最賃を決定する」旨、規定しています。

最低賃金が制定・更新されると、

官報に公示の形で広報されますが、都道府県労働局長名で出すのが基本パターンです。しかし、細かな

この時期、マスコミ等でも「目安」に関する報道が流れるので、見逃さないようにしましょう。特に、平成20年から22年まで3年連続が多くのですが、平成22年など見逃さないようにしましょう。特に、平成20年から22年まで3年連続

後が多いのですが、平成22年など見逃さないようにしましょう。特に、平成20年から22年まで3年連続が多くのですが、平成22年など見逃さないようにしましょう。特に、平成20年から22年まで3年連続

労働局長が官報に公示

審議をするのは、中央・地方最低賃金審議会です。

中央最低賃金審議会は、労働者

統で最賃が大幅アップした時期は、テレビ等でも大々的に取り上げられました。

では、都道府県労働局長（または厚生労働大臣）に対し、関係労使の全部または一部を代表する者が申し出ることにより、最低賃金審議会の調査審議が行われます。こ

ちらも、諮問・答申・答申要旨の公示・決定・決定の公示・努力発生というプロセスをたどります。特定最賃は、12月前後に決まるものが大多数ですが、地域別最賃より、決定時期はバラついています。

（頭に都道府県労働局の名を冠します。結果として、「目安」行います。

よりも若干、高めの数字を決定する都道府県もあります。都道府県

労働局長は、答申要旨の公示・決

定を経て、新しい最賃を公示しま

みてみましょう。まず、厚生労働

大臣の諮問を受け、中央最低賃金

審議会で調査審議を行い、「目安

の引上げ額」を答申します。答申

報に掲載されます。各種の広報活

動も実施しているので、最終決定

数字をキチンと確認しましょう。

発効年月日は、概ね10月初旬前

は審議の関係で少し遅くなりま

す。9月はじめくらいから、ポツ

ポツと各都道府県の最低賃金が官

報に掲載されます。各種の広報活

動も実施しているので、最終決定

数字をキチンと確認しましょう。

判例

内々定取消で慰謝料支払命ず

2日前に約束破棄を通知

期待利益の侵害甚大

新就職氷河期といわれる昨今、新卒者の仕事確保は困難を極めます。本事件で、原告の卒業予定者は、ある不動産会社から「内々定」を取り付けましたが、内定発令の数日前に「内々定取消」の通知を受けました。裁判所は、労働契約の成立は否定しましたが、期待利益を裏切ったとして会社に慰謝料の支払を命じました。

K 社 事件
(平22・6・2 判決)
福岡地方裁判所

新卒者の就職が困難なのは、企業側も経済の先行きに自身を持てない状況にあるからです。「内定取消」事案が多発するのに対応するため、厚生労働省では平成21年に職業安定法施行規則を改正し、内定取消の通知（ハローワーク）、悪質企業名の公表等の制度化を図っています。

しかし、企業の採用プロセスを

この問題を取り扱った興味深い例

です。

本事件で、新卒予定者は不動産を取り扱う会社の募集に応募し、卒業年度の5月30日に「採用内々定の連絡」を受け、翌日、入社承諾書を返送しています。入社内定の発令日は、「新規学卒者採用選考に関する企業の倫理憲章」を前提に同年10月1日」を予定していました。

しかし、同社は経営環境の悪化を受け、予定日直前の9月29日付で「採用内々定の取消のご連絡」という文書を発し、内々定の約定が成立したと判断し、新卒予定者に「内々定」に關しまなくありません。「内々定」に関しては、始期付解約件留保付労働契約が成立したと判断し、新卒予定者が成立したと判断し、新卒予定者を破棄しました。あまりに不当な仕打ちに対し、怒り心頭に発した新卒予定者側では裁判を起こしました。裁判所は、まず「内々定」が種々、防衛策を講じる心理は理解できます。しかし、だからといっせん。採用決定まで、相手に「出しだかれる」のを警戒し、ともに疑心暗鬼の状況が続きます。会社が急いで内々定取消を行ったことなく、内定直前になつて、内々定の立場にある新卒予定者への現実的な影響を十分考慮したことなく、内定直前になつての性格について「正式な内定までの間、企業が新卒者を閉い込んで、他の企業に流れるのを防ごうとする事実上の活動の域を出るものでない」という解釈を示し、内定時のように「始期付解約件留保付労働契約」の成立は否定しました。

しかし、「採用内定通知書交付の数日前に至った段階では、労働契約が確実に締結されるであろうとの期待は、法的保護に十分に値する程度に高まっていた」点を認めた会社側に対し「慰謝料100万円と弁護士費用の一部」の支払を命じています。

内定通知等を受けても、さらによい就職先を探し、就職活動を継続する新卒予定者も少なくありません。採用決定まで、相手に「出しだかれる」のを警戒し、ともに疑心暗鬼の状況が続きます。会社が急いで内々定取消を行ったことなく、内定直前になつて、内々定の立場にある新卒予定者への現実的な影響を十分考慮したことなく、内定直前になつての性格について「正式な内定までの間、企業が新卒者を閉い込んで、他の企業に流れるのを防ごうとするものではありません。会社側敗訴

成年者縦断調査



結婚しない理由として、「経済状態」を挙げる若者が増えています。厚生労働省の「成年者縦断調査」によると、男性で特にその傾向が顕著です。過去1年間に結婚した割合は、正社員6・3%に対し非正社員2・1%。年収調査でも、収入が低いほど「結婚できない」事実が浮き彫りにされました。

従業員一人ひとりの生活状況を

ます。

気に掛けるのは、経営者として当然のことです。しかし、会社は「大きな家庭」ではありません。あまりしつこく、「結婚はまだか」などと尋ねると、セクハラの一種と誤解されるおそれもあります。

「蔭からそっと見守る」姿勢が、大切でしょう。

結婚の平均年齢は、長期にわたり上がり続けています。女性の自立、男性の「草食化」など、理由は色々と指摘されてきました。しかし、最近では、ニア・ワーカーの増加に合わせ、「経済的理由」を第一に挙げる若年者が増えてい

有期社員もイバラの道

会社の若い従業員がそろいもそろって独身を貫いていると、「う（男性32・9%、女性43・5%）。時25～29歳だった階層が、もっとも結婚比率が高くなっています（男性32・9%、女性43・5%）。

シビアな結果となったのが、所得と結婚の相関関係です（図表3）。男女ともに、年収500万円以上を除き、年収が増えるほど結婚率が高まっています。男性については、ほぼ「正比例」といってよい状況です。

本調査をみる限り、安定した職を得られない若者が、結婚に積極的になれない状況が顕著に表れています。多くの若者が「期間雇用でしか、働き口がみつからない」という現実を前にすると、「次世代育成」という政府の掛け声も空々しく響くといわざるを得ないでしょう。

就業形態別に結婚の状況を調べると、「正社員」の方が「非正規

月末時点で20歳から34歳の男女で、同一サンプルについて毎年の変化を追っていく形となっています。

調査開始当時20歳から34歳だった人たちは、最新の第8回調査当時に27歳から41歳に達しています。

独身者について、7年間の結婚の状況をみたのが図表1です。男性は29・4%、女性は37・6%が結婚に至りました。第1回調査當時25～29歳だった階層が、もっとも結婚比率が高くなっています（男性32・9%、女性43・5%）。

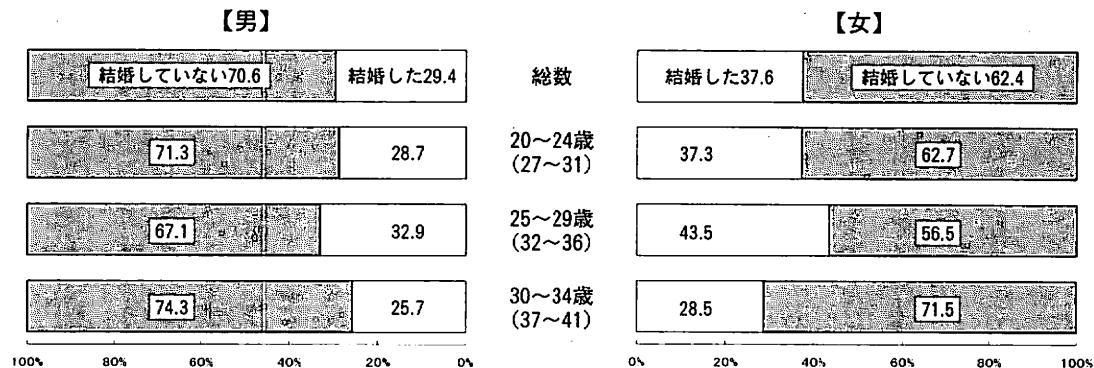
社員が非正規社員より優位に立っている（7・7%対5・7%）点で、「仕事のない女性が早めに結婚する」といった俗説は当てはまらないことになります。

社員」より結婚する比率が高くなっています（図表2）。特に、男性では正社員6・3%対非正規社員2・1%で、その差は明らかです。

興味深いのは、女性についても正規社員が非正規社員より優位に立っている（7・7%対5・7%）点で、「仕事のない女性が早めに結婚する」といった俗説は当てはまらないことになります。

成年者縦断調査

図表1 性、独身者のこの7年間の結婚の情況



注：1) 集計対象は、第1回調査から第8回調査まで回答を得られている者である。

2) 「結婚した」には、この7年間に結婚した後離婚した者を含む。

3) 年齢は第1回調査時の年齢である。（ ）内は第8回調査時の年齢である。

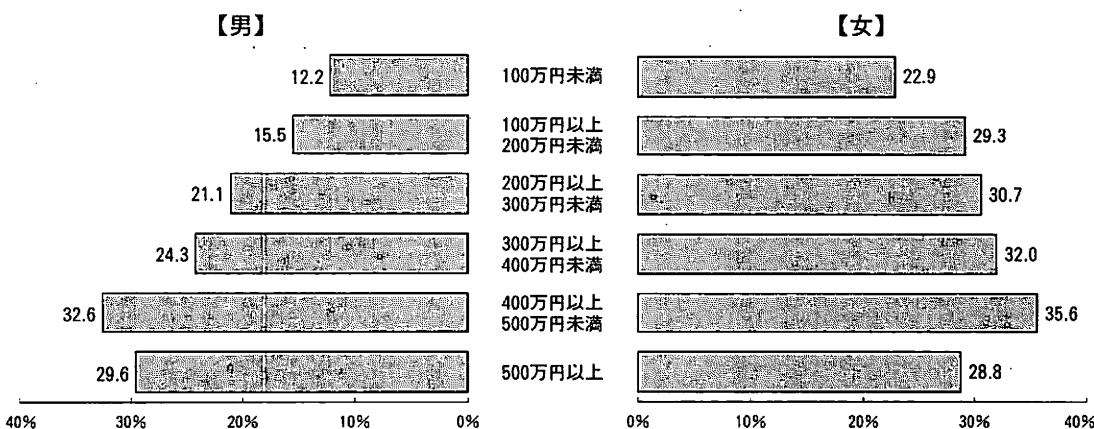
4) 7年間で2回以上結婚している場合、最新の結婚の状況について計上している。

図表2 性、各回調査時の就業形態別にみた次回調査までの結婚の状況

(単位：%)

		男			女			
		総 数	次回調査までに結婚した	次回調査までに結婚していない	総 数	次回調査までに結婚した	次回調査までに結婚していない	
各回調査時の独身者の正規・非正規	第1回調査	正規	100.0	5.2	94.8	100.0	7.3	92.7
		非正規	100.0	1.2	98.8	100.0	3.7	96.3
	第2回調査	正規	100.0	5.9	94.1	100.0	6.3	93.7
		非正規	100.0	2.1	97.9	100.0	6.8	93.2
	第3回調査	正規	100.0	6.8	93.2	100.0	7.9	92.1
		非正規	100.0	1.5	98.5	100.0	4.9	95.1
	第4回調査	正規	100.0	5.9	94.1	100.0	6.7	93.3
		非正規	100.0	2.3	97.7	100.0	6.0	94.0
	第5回調査	正規	100.0	7.3	92.7	100.0	7.0	93.0
		非正規	100.0	3.2	96.8	100.0	5.9	94.1
	第6回調査	正規	100.0	7.0	93.0	100.0	9.3	90.7
		非正規	100.0	2.1	97.9	100.0	6.8	93.2
	第7回調査	正規	100.0	6.3	93.7	100.0	9.4	90.6
		非正規	100.0	2.2	97.8	100.0	6.0	94.0
単純平均		正規	100.0	6.3	93.7	100.0	7.7	92.3
		非正規	100.0	2.1	97.9	100.0	5.7	94.3

図表3 性、所得額階級別にみたこの5年間に結婚した割合





会社休業でもやむを得ないときは休業手当不要と いうがその基準は?

天災と賃金補償

Q 東日本大震災がきっかけで、会社がやむを得ない事情で休業させるとき、「休業手当」を支払わずに済むケースもあることを知りました。し

かし、手当の要否の境目は結構、あいまいです。どのような点に着目して判断すればよいのでしょうか。

事業主が回避不能の場合

休業手当は、「使用者の責め」に帰すべき事由による休業」の場合に、支払い義務が生じます(労基法第26条)。

今回の震災では、多くの事業場が、直接的・間接的な経済損失を被りました。損害の度合いも、業種・立地場所等によりさまざまです。被災地から遠く離れた事業場にも、取引先のそのまた取引先が

被害を受けたおかげで受注を見込んできた仕事がキャンセルになるといった形で影響が及んでいます。

一方、交通障害、取引先の被害等を理由とする間接被害については、原則として「使用者の責め」に含まれると解されています。従来から、「親工場の経営難から下請工場が資材、資金の獲得ができず休業した場合、休業手当が必要」(昭23・6・11基収第1998号)という解釈例規が存在します(パターンII)。

しかし、労基法でいう「責めに

帰すべき事由」の範囲は、故意・過失より広いと解されています。ただし、いかなる意味でも使用者の帰資事由に該当しない「不可抗力」による事故は除かれます。

今回災害に対し、厚生労働省が公表した「Q&A」をもとに、手当の要否を決める「運命の境目」をみてみましょう。

まず、事業場の施設・設備が壊した場合、程度にもよりますが、基本的に「使用者の責めに帰すべき事由」に該当せず、休業手当は不要です(パターンI)。

一方、交通障害、取引先の被害等を理由とする間接被害については、原則として「使用者の責め」に含まれると解されています。従来から、「親工場の経営難から下請工場が資材、資金の獲得ができず休業した場合、休業手当が必要」(昭23・6・11基収第1998号)という解釈例規が存在します(パターンII)。

しかし、厚生労働省Q&Aでは、

の状況、他の代替手段の可能性、災害発生からの期間、使用者としての休業回避努力等を総合的に勘案し、手当の支払いが免責されるケースもあり得るとしています(パターンIII)。

実務的にいえば、最も悩ましいのはパターンIIとパターンIIIのいずれに該当するか、ストレスのケースでしょう。

判断基準としては、次の2条件のいずれも満たせば、パターンIIIとみなされます。

①その原因が事業の外部より発生した事故である

②事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けられることのできない事故である

従業員の生活保障を考えれば、微妙なケースでは手当を払った方がベターなのは今まであります。雇用調整助成金については、せん。雇用調整助成金については、手当の支払義務の有無に関係なく、手当を支払えば助成対象となり得る」としているので、助成金の活用も検討すべきでしょう。

実務相談



再雇用基準を満たさず定年退職となつた場合は特定受給資格者か？

Q

60歳定年に達する従業員がいますが、2年前に懲戒処分を受けているため、再雇用しない方針です。本人から、「会社の判断に基づき再雇用されないのでから、会社都合解雇

になるはすだが、雇用保険の優遇はあるのか」と質問を受けました。ハローワークでは、特定受給資格者と認定されるのでしょうか。

高齢者の継続雇用義務

注意が必要なのは、再雇用基準に関する経過措置が終了した点です。従来、労使協定の締結に向け努力したにもかかわらず、協議が整わないときは、就業規則で基準を定める方式も認められていました（高年法附則第4条）。中小企業については、その期限が平成23年3月31日に定められていました。ですから、平成23年4月1日以後、法律に基づき再雇用の拒否が可能なのは、労使協定により基準

を定めている企業に限られます。協定方式に移行しないまま、従来の就業規則の規定に基づき、定年退職者を再雇用しなかったとします。この場合、「高齢者の継続雇用の希望の有無に関わらず、事業主都合の離職」として取り扱われます。離職者が特定受給資格者と認められると、助成金（たとえば、特定求職者雇用開発助成金）等の受給に影響が及ぶおそれがあるので、注意が必要です。

就規で記載の会社は注意を

高年齢者法により、現在、継続雇用の最低年齢は64歳に定められています。労使協定により基準を定めている場合、基準を満たさない労働者を継続雇用の対象から除くことが可能です（高年法第9条第2項）。

貴社の労使協定で、たとえば、基準非該当理由として「過去〇〇年

以内に、出勤停止以上の懲戒処分を受けた者」などと定めていれば、再雇用を拒否できます。

この条件に該当する人については、高年齢者法に基づく継続雇用の義務は生じません。ですから、従来どおり、定年退職として扱われ、特定受給資格者・特例理由離職者とは認められません。

社労用語



△特定理由離職者△

平成21年施行の改正保険法で、新たに設けられた離職者区分です。対象となるのは、有期契約

が満了時に、本人の希望に沿わらず雇止めとなつた人、一般の離職者と同じです（暫定の優遇措置あり）。保護の必要度からいうと、特定受給資格者と一般の離職者の中間に位置する人です。「正当な理由」に

TOPICS

雇用調整助成金の支給要件見直し

6カ月未満被保険者を除く

厚生労働省は、事業仕分け等を踏まえ、平成23年度の雇用保険各種助成金制度の見直しを実施しました。雇用調整助成金の要件等も一部変更されています。

一方、政府が地震対策で、雇調金7000億円を積み増しするというニュースが、日刊紙等で大々的に報じられました。

雇調金の利用を検討する際には、この両方の動きに注意する必要があります。

まず、雇調金の要件の見直しですが、本来、雇調金は「雇用6カ月未満の労働者」は対象外としています（雇保法施行規則第102条の3）。しかし、特例（同附則第15条の3）により、この除外規定を一時撤廃していました。平成23年7月からは、この特例が廃止となります。

このほか、中小企業雇用安定化奨励金と短時間労働者均衡待遇推

進等助成金を統合（均衡待遇・正社員化推進助成金）し、育児・介護雇用安定助成金・定年引上げ等奨励金の支給内容を見直す等の改定も併せて実施されています。

次に、震災関連の特例措置も確定しておきましょう。雇調金（中

小は中小企業緊急雇用安定助成金）は、「経済上の理由により事業活動が縮小した場合に利用できる制度」です。地震による交通手段途絶や原材料の入手困難も、「経済上の理由」に含まれると解されています。

ですから、この条件に当てはまる事業主は広く活用可能ですが、特に地域を限定して要件の緩和等

調整基準を46万円に引下げ

在職老齢年金の算式変わる

平成23年度の年金額については

に引き下げられています。

0・4%引下げの方針が1月に公表されています。このほど、関連政令が公布されましたが、在職老

の在職老齢年金」「65歳からの老齢年金」「支給停止基準額（調整額・調整変更額）」が2年連続で下方修正されました。

基準額は、法文上48万円と定められていましたが、賃金等の変動に応じて自動的に変更する仕組みとなっています。平成22年度に48万円から47万円に改定されましたが、

60歳代前半の在職老齢年金では、65歳からの在職老齢年金では、65歳から60歳までの在職老齢年金（「支給停止調整額」）が2年連続で下方修正されました。

基準額は、法文上48万円と定められていましたが、賃金等の変動に応じて自動的に変更する仕組みとなっています。平成22年度に48万円から47万円に改定されましたが、

総報酬月額相当額が46万円を超える被保険者に関しては、年金の計算が若干不利となります。よく似たことばに「支給停止開始額」がありますが、こちらは従来どおり28万円で変わりません。

65歳からの在職老齢年金では、65歳から60歳までの在職老齢年金（「支給停止調整額」）と呼びます（厚年法附則第11条）。総報酬月額相当額基準となる額を「支給停止調整額」といいます（厚年法第46条）。前述の総報酬月額相当額と年金の基

の特例が実施されています。対象地域は、青森・岩手・宮城・福島・茨城・栃木・千葉・新潟・長野の度」です。地震による交通手段途絶や原材料の入手困難も、「経済上の理由」に含まれると解されています。

事業量の3分の1以上）が当該地域にある事業主や計画停電の影響を受けた事業主は、地域外でも申請可能です。有力取引先は、資本関係がなくても可です。

平成23年4月から46万円

であります。

注意が必要です。